

「おきなわプラごみ削減取組店」登録実施要領

(目的)

第1条 この要領は、使い捨てプラスチック使用製品の削減に積極的に取り組む事業者を「おきなわプラごみ削減取組店」（以下、「取組店」という。）として登録し、その取組を広く紹介することにより、取組の拡大及び県民の意識の啓発を図りプラスチックを賢く使うライフスタイルが定着することを目的として実施する取組店の自己宣言に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件等)

第2条 登録する事業所は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 沖縄県内に所在すること。
- (2) 別表に掲げる取組項目のうち、一つ以上を継続的に取り組んでいる又は登録後に取り組むこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有している者が経営していないこと。

(登録申込等)

第3条 登録を受けようとする事業者は、登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を電磁的方法（電子メール等）または書面により沖縄県環境部環境整備課（以下「担当課」という。）に提出するものとする。

- 2 前項の場合において、複数の小売店等の登録を受けようとするときは、取組店舗一覧（様式第1号別紙）に取りまとめることにより、一括して申込することができる。
- 3 提出された申込書の内容が前条各号の登録要件を満たしていると認められるとき、担当課は申込書に記載されている事業所を取組店として名簿に登録し、当該事業者に対し、取組店ステッカーの配付をもって登録完了を通知したものとする。
- 4 担当課において、前条の登録要件を満たさなくなると判断される場合は、登録を取り消すことができる。事業者は、担当課から通知があったときは速やかにステッカーの掲示を取りやめる。

(取組店の役割)

第4条 取組店は、第2条第2号の取組を実践し、使い捨てプラスチック使用製品の削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 取組店は、交付されたステッカーを事業所内の見やすい場所に掲示するなど、来店者、宿泊者等に対し、前項の取組について周知を図るものとする。
- 3 取組店は、その事業活動に関し、沖縄県が実施するプラスチックごみの削減に関する施策への協力に努めるものとする。

(取組店の情報発信)

第5条 沖縄県は、沖縄県公式ホームページ等で取組店の店舗情報及び取組内容等について掲載することにより、広く県民に情報発信を行う。

2 申込者は、県に申込書が到達した時点において、当該申込書等に記載されている店舗情報及び取組内容について、県ホームページ等に掲載することを承諾したものとする。

(登録の辞退)

第6条 取組店（複数の取組店がある場合は、その全部。以下この項において同じ。）が第2条の登録要件を満たさなくなったとき又は店舗を廃止する等の理由により取組を中止するときは、担当課に連絡し、速やかに公表事項等を削除するとともにステッカーの掲示を取りやめるものとする。

2 第1項の連絡があったとき、担当課は、登録者名簿及び県ホームページの掲載情報から削除する。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第7条 第3条第1項の規定による申込については、電子メール及び沖縄県電子申請サービスを使用し行うことができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、おきなわプラごみ削減取組店の登録に関し必要な事項は、担当課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年2月20日から施行する。

別表（第2条関係）

取組の種類	取組項目
小売業 飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨てカトラリー類^{※1}の提供を廃止 ・使い捨てカトラリー類を有料で提供 ・再生プラスチック^{※2}やバイオプラスチック^{※3}の素材に切り替えて提供 ・薄肉化・軽量化した（プラスチック量を減らした）使い捨てのカトラリー類を提供 ・カトラリー類をリユースして使用 ・他店舗等でのリサイクルを目的に使用済カトラリー類を店頭で回収 ・その他の活動（カトラリー類に関する取組に限る）
宿泊業	<ul style="list-style-type: none"> ・アメニティ類^{※4}の持参を呼びかけ ・使い捨てのアメニティの提供を廃止 ・使い捨てアメニティ類を有料で提供 ・希望者のみにアメニティ類を提供 ・再生プラスチックやバイオプラスチックの素材に切り替えて提供 ・薄肉化・軽量化した（プラスチック量を減らした）使い捨てのアメニティ類を提供 ・アメニティ類をリユースして使用 ・他店舗等でのリサイクルを目的に使用済アメニティ類を回収 ・その他の活動（アメニティ類に関する取組に限る）
洗濯業	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨てプラスチックハンガーを有料で提供 ・薄肉化・軽量化した（プラスチック量を減らした）ハンガー及び衣類用カバーを提供 ・再生プラスチックやバイオプラスチックの素材に切り替えて提供 ・まとめて包装や簡易包装（ひも等）による納品 ・他店舗等でのリサイクルを目的にプラスチック製ハンガーを店頭で回収 ・プラスチック製ハンガーを再利用 ・その他の活動（プラスチックハンガー及び衣類用カバーに関する取組に限る）

※1：カトラリー類とは、フォーク、スプーン、テーブルナイフ、マドラー、飲料用ストローのこと。

※2：再生プラスチックとは、一度使用されたプラスチックを原料の一部としてリサイクルし、再びプラスチック製品として製造したもの。

※3：バイオマスプラスチック（植物などの再生可能な生物資源を原料とするプラスチック）と生分解性プラスチック（微生物の働きで分解され、最終的に二酸化炭素と水になるプラスチック）の総称。

※4：アメニティ類とは、ヘアブラシ、くし、かみそり、シャワーキャップ、歯ブラシのこと。